

議案第三号

町長の専決処分事項報告について

緊急執行を要した三朝町国民健康保険條例については地方自治法
第百廿九條第一項の規定により別紙専決処分書のとおり専決したか
ら同条第三項の規定により報告し議会の承認を求めらる。

昭和三十四年三月十一日議決

三朝町長 坂出 雅

昭和三十四年三月十七日承認

三朝町議会議長 加藤 幸太

原案可決



三朝町国民健康保険条例を公布する

昭和三十四年一月十日

三朝町長 坂出雅己

昭和三十四年三朝町条例才一号

三朝町国民健康保険条例

(目的)

第一条 この条例は国民健康保険法の制定に伴い必要な応急措置を定めるとを目的とする。

(被保険者の資格に關する経過措置)

第二条 旧三朝町国民健康保険条例第五条に掲げる者の被保険者の資格に關しては、国民健康保険法第五条及び第六条の規定にかゝらざるお従前の例による。

(療養の給付の範囲)

第三条 この町は、国民健康保険法第三十六条第一項の規定にかゝらざる、当分の間、次に掲げる療養については、療養の給付を行わない。
一 歯科診療における補綴。但し歯牙缺如又は歯冠崩壊したるもの七齒以上に及びたる場合の有床義歯及義歯修理を除く。
二 入院の際の給食及び寝具設備。

(給付制限)

第四条 この町は、国民健康保険法第三十六条第一項の規定にかゝらざる、昭和三十六年三月三十一日までの間は、この町の区域内に住所を有するに至つた

ため、被保険者の資格を取得した者に対しては、当該資格を取得した日から起算して六箇月間、当該資格を取得した日前に発した疾病若しくは負傷又はこの町らにより発した疾病に因しては、国民健康保険法第三十六条第四号から第六号までに掲げる療養の給付は行わない。但し次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 国民健康保険を行っている他の市町村の区域内又は普通国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人の地区内の住所を去つて、この町の区域内に住所を有するに至つた時。
- 二 婚姻、離婚、養子縁組、離婚及び海外からの帰還によつて、この町の区域内に住所を有するに至つた時。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十四年一月一日から適用する。
三朝町国民健康保険条例（昭和二十八年三朝町条例第十一号）は廃止する。